障福第602号

令和２年９月25日

指定障害福祉サービス事業所（水戸市内に所在するものに限る）

運営法人　代表者　様

水戸市長　　高橋　靖

日中活動サービスを行う指定事業所の敷地内における共同生活住居の設置に関する取扱いについて（通知）

日頃より本市の障害福祉行政にご理解ご協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて，指定共同生活援助に係る共同生活住居（以下「グループホーム」という。）の設置にあたっては，障害者の地域での生活を推進する観点から，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第１項を参酌して定めた水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例（令和２年水戸市条例第４号）第225条第１項の規定に基づき，「入所施設又は病院の敷地外に設置すること」を要件としています。

「入所施設又は病院の敷地外に設置すること」とする規定について国は，「指定共同生活援助の指定基準（立地）に関する疑義について」（平成29年１月19日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において，グループホームが障害者の住まいであることを踏まえた適切な環境が確保されるよう，一般の住宅と同様に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保されること，ならびに，利用者の選択によらず，日中及び夜間を通して利用者の生活がグループホーム及びその併設事業所のみで完結するような生活とならないことなどの趣旨に則り定めたものであるとしています。

一方，平成30年４月の障害福祉サービスに係る報酬改定において，障害者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されるなど，障害者の地域での生活を推進する観点に加えて，利用者の状態に合わせたグループホームの設置が求められているところです。

このため本市では，日中活動サービス事業所（生活介護，自立訓練，就労移行支援又は就労継続支援を提供する指定障害福祉サービス事業所をいう。以下同じ。）の敷地内におけるグループホームの設置に関する取扱いを整理し，別紙のとおり定めたので通知します。

なお，本通知は，令和２年９月25日から適用します。

**日中活動サービス事業所の敷地内におけるグループホームの設置に関する取扱い**

1. **グループホームの設置及び運営に係る基本的な考え方**

グループホームは，利用者の選択に基づき，地域の中で家庭的な雰囲気の下，共同生活を行う「障害者の住まいの場」であることを踏まえ，設置及び運営にあたっては次の考え方を基本とする。

* 1. 社会との連帯を確保する観点から，住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。
	2. 利用者の選択によらず，日中及び夜間を通して利用者の生活がグループホーム及びその併設事業所のみで完結するような生活とならないものであること。
1. **日中活動サービス事業所の敷地内におけるグループホームの設置に関する取扱い**

日中活動サービス事業所の敷地内にグループホームを新たに設置することについては，認めないものとする。ただし，日中サービス支援型共同生活援助については，以下の要件を全て満たす場合に認めるものとする。

* 1. 設置する場合の要件

日中活動サービス事業所とグループホームの設備及び備品は，原則として，共有しないこと。

* 1. 設置した後の要件

グループホームの入所者は，同一敷地外の日中活動サービス事業所を利用すること。ただし，障害の程度から同一敷地外の日中活動サービス事業所を利用することが困難であると市が認めた場合はこの限りではない。

＜グループホームと日中活動サービス事業所の立地関係＞

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日中活動サービス事業所 |
| 介護サービス包括型 | 同一敷地内の設置は不可 |
| 外部サービス利用型 | 同一敷地内の設置は不可 |
| 日中サービス支援型 | ２の要件を満たす場合は可 |

1. **その他**
	1. この取扱いは，グループホームと日中活動サービス事業所の運営主体が同一であるか否かは問わない。